
“水道水質基準項目追加（PFOS 及び PFOA）について”

水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）について、PFOS 及び PFOA に係る基準が以下のとおり、新たに設定されます。

■ 項目名：ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）
及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）

■ 基準値：0.00005 mg/L*以下であること。※0.00005 mg/L = 50 ng/L

■ 施行時期：2026 年 4 月 1 日

（参考）環境省 HP へのリンク

「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について

https://www.env.go.jp/press/press_00075.html